

令和元年度入間市保育料表

必ずお読みください

- 4月分から8月分までの保育料については前年度の市民税額で、9月分から3月分までは当年度の市民税額に基づき保育料を算定します。
- 年度の初日の年齢(=クラス年齢)で、その年度の保育料が決定されます。そのため、年度の途中で誕生日が来て、年齢が変わっても保育料は変わりません。
- 保護者以外に家計の主宰者(主に生計を維持する者)がいる場合には、その方を含めて算定します。世帯分離している場合でも同様となります。
- 保護者(父母)が別居している場合でも、お子さまと同居していない方を含めて保育料を算定します。また、離婚後も同居が続いている場合や、婚姻していないが同居している方がいる場合にも、その方の課税状況を含めて保育料算定を行います。
- 離婚前提で別居している場合、離婚調停など法的な手続きをしている場合は、お子さまと同居している方のみで保育料算定できる場合があります。お申し出ください。
- 結婚・離婚(離婚調停中)・同居の開始及び終了等家庭状況に変更があった場合は、保育料が変更になることがありますので、必ず保育幼稚園課までお申し出ください。
- 婚姻歴のないひとり親世帯は、寡婦(夫)控除を適用し再算定ができる場合があります。適用には申請が必要となります該当する方はお申し出ください。(ただし、家計の主宰者が別にいる場合は適用されません。)
- 多子世帯については、保育料が減額・免除になる場合があります。

※1号認定児及び2号認定児(3歳児クラス以上)については、令和元年10月から実施の「幼児教育・保育の無償化」により、保育料は無料となりました。ただし、保育料以外に掛かる費用については、従来通り保護者の負担となります。また、従来は保育料に含まれていた副食費が、家庭で保育をする場合でも掛かる費用という観点から無償化の対象外となり、保護者負担となります。ただし、世帯収入や兄弟姉妹の状況により副食費も無償化の対象となる場合があります。

【2歳児クラスまで】

階層区分		保育料月額（円）		
		0歳児～2歳児クラス		
		標準時間	短時間	
A	生活保護法による被保護世帯等	0		
B	Aを除く、市町村民税非課税世帯	0		
C1	A及びBを除く、市町村民税所得割非課税世帯	7,400	7,200	
C2	Aを除く、市町村民税所得割課税額が次の区分に該当する世帯	1円以上 10,000円未満	8,000	7,800
C3		48,600円未満	8,900	8,700
C4		60,000円未満	9,900	9,700
C5		71,500円未満	11,600	11,400
C6		83,000円未満	14,200	13,900
C7		97,000円未満	19,000	18,600
C8		115,000円未満	24,700	24,200
C9		133,000円未満	30,900	30,300
C10		151,000円未満	37,000	36,300
C11		169,000円未満	42,700	41,900
C12		189,000円未満	44,500	43,700
C13		209,000円未満	48,400	47,500
C14		239,000円未満	49,900	49,000
C15		269,000円未満	50,900	50,000
C16		301,000円未満	52,000	51,100
C17		349,000円未満	53,000	52,000
C18		397,000円未満	54,000	53,000
C19		397,000円以上	54,500	53,500